平成２３年（フ）第３１８号
相模原市南区上鶴間本町９丁目６番23―107号
債務者　平山　毅大
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４２号
相模原市緑区根小屋594番地６
債務者　栗山登美男
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８４号
静岡県御殿場市六日市場１番地の４　杉山第３ハイツＡ、前住所静岡県駿東郡小山町小山312番地の１
債務者　長谷部龍也
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
滋賀県草津市東矢倉３丁目20番15―14号
債務者　須津　典子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４３号
京都市北区鷹峯北鷹峯町32番地１　メゾン・ド・光悦201号室
債務者　市川　朋美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
京都市西京区下津林大般若町153番地
債務者　鮨乃りよしこと　太田　勲秀
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
京都市中京区西ノ京伯楽町27番地７　聚楽ハイツもと庄屋203号
債務者　石井　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字味噌柿31番地
債務者　野田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８６号
京都府向日市森本町上森本16番地の29　フレグランス本所301号
債務者　松尾　守正
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
京都市左京区岩倉長谷町1089番地４
債務者　青山こと　李　　政子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９０６号
京都府長岡京市滝ノ町２丁目９番27号　グランドハイツフナトラ303
債務者　文田利恵子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３５号
京都府向日市物集女町出口14番地の63
債務者　髙橋　永江（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７４号
京都市西京区大枝西新林町４丁目５番地　９棟501号
債務者　栗下　親一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
京都府亀岡市東竪町48番地３
債務者　野尻　佳奈
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
京都府亀岡市篠町柏原川原垣内７番地
債務者　山本　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市白浜町甲2137番地１白楊荘17号
債務者　加藤左官こと　加藤　義行
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０９号
兵庫県加古川市野口町長砂1324番地の２リベスト野口Ⅰ―102号
債務者　茂川由美こと　鄭　　美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部